資料2－2

はじめに

本ガイドラインの目的

学校保健安全法第 29 条に基づき各学校で作成が義務付けられている「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）は、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされています。

児童生徒等の安全を確保するためには、危機管理における各教職員の役割等を明確にするとともに、児童生徒等の生命を守り安全を確保する体制を確立するために必要な事項について、全教職員が共通に理解することが不可欠です。危機管理マニュアルを作成し、校内研修などを通じてその内容を教職員がしっかりと理解しておくことにより、全教職員が共通の認識の下で事故・災害等への対応に当たることができます。また、危機管理マニュアルの内容を、学校のみならず保護者や地域、関係機関にも周知・共有することにより、地域全体で児童生徒等の安全確保に向けた取組を推進していくことも重要です。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成しています。しかし、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではありません。学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常に見直し・改善を行うことが必要です。

また、学校保健安全法においては、学校の責務にかかる規定は、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものと法律の公布時に通知しています。具体的には、学校の危機管理マニュアルの見直し状況を含め、学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的に実態を把握し、指導・助言を行うことなど、設置者の役割が不可欠です。

この「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（以下、「本ガイドライン」とします。）は、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも活用していただければ幸いです。

2-2 危機の未然防止対策

2-2-1 未然防止のための体制

2-2-1-1 平時の危機管理組織体制

記載の視点

- 日常の安全管理･安全教育に対する組織体制の構築
 - 危機管理の最高責任者（校長等）
 - 学校安全委員会等の設置
 - 全教職員の役割分担
- 教職員の危機管理意識の維持高揚

学校安全は、事前の備えが全ての対応の基本です。そのため、平常時から各学校の実情に応じて安全な環境を整備し、事故や災害等の発生を未然に防ぐための対策を取ることが必要です。校長のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体で日頃から学校安全に取り組むことができるような組織づくりを進め、全教職員の役割分担について危機管理マニュアルに記載します。

平常時の安全管理は、危機管理体制の整備に始まり、学校環境・学校生活・通学等における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、保護者や地域・関係機関との連携まで様々な取組があります。日常的な安全管理・安全教育活動を組織的に推進していくために、学校安全委員会等の校内組織体制を構築し、具体的な役割分担についても記載しておきましょう。

また、こうした取組は、教職員の危機管理意識が高くなければ機能しません。管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、日頃から危機管理意識の維持高揚を図るということも、危機管理マニュアルに明記しておくとよいでしょう。

◆ 平常時の危機管理体制　⇒サンプル編 p.12

2-2-1-2 校外移動・校外活動におけるガバナンスの徹底

修学旅行や遠足、部活動の遠征や遠距離の会場での大会・コンクールの参加など、校外で活動を行う際には、校内での活動とは異なる危険が存在します。学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」として、学校管理下の校外活動における児童生徒等の安全確保にも万全を期すことが必要です。

このため、当該活動が教育課程内か否かに関わらず、学校管理下の活動に際しては、その実施計画や児童生徒等の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底することが求められます。担当者任せにせず、学校組織全体として安全確保にあたることを、危機管理マニュアルに明確化しておきましょう。

また、遠足・修学旅行などの計画は、学校設置者である教育委員会への提出・確認が求められることから、その手続きを遺漏なく実施することも明記しておきます。

記載の視点

- 校外移動・校外活動の計画等に対する管理職の書面による承認・確認手続き
- 引率計画、出張に関する書面に明記すべき事項
- 管理職の承認・確認に際しての観点・判断基準
- 学校設置者への届出・報告手続き

◆ **校外移動・校外活動の確認・承認　　⇒サンプル編　p.****

危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれらを規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とします（重複記載の必要はありません）。

消防計画の内容を危機管理マニュアルに盛り込んで一体化させる場合には、火災予防のために実施すべき事項について危機管理マニュアルに具体的な内容を記載しましょう。

記載の視点

- （別途、消防計画を定めている場合）火災予防対策について、消防計画を参照
- （別途、消防計画を定めていない場合）火災予防のために必要な事項
 - 防火管理の役割分担
 - 建物、消防用設備等の検査
 - 教職員等の役割（火気管理、放火防止、避難管理）
 - 火災発生時の自衛消防活動の体制（通信連絡担当、消火担当、避難誘導担当）
 - 防火及び火災発生時に備えた教育訓練
 - 消防機関との連携

2-2-6　校内における教育活動の様々な局面における未然防止対策

2-2-6-1　各教科の学習時間・休み時間・クラブ活動等における対策

学校生活においては、各教科の学習時間、休み時間、クラブ活動等、全ての教育活動を対象として、危機の未然防止対策が必要です。こうした学校生活の安全管理を効果的なものにするために、安全管理の観点と方法を適切に定める必要があります。その際、自校のみならず、全国、地域における過去の事故統計や事故事例を基に事故の発生状況・原因を把握した上で、自校の児童生徒等の行動実態を踏まえた対策を取ることが大切です。

まず、各教科の学習時、特に理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくないことから、こうした時間における危機の未然防止対策を指導要領にあらかじめ具体的に定めておきましょう。また、休み時間、クラブ活動時、学校給食や清掃活動等作業時にも、その場面特有のリスクが存在するため、様々な観点に留意した安全管理方法を具体的に定めておきましょう。

2-2-6-2　校内行事に際しての対策

入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事は、保護者や来賓など多数の参加者が見込まれます。こうしたときには、通常なら厳密に実施される来訪者の管理や防犯の取組が手薄になりがちです。また、災害等が発生した場合には、児童生徒等・教職員のみならず、これら来訪者の安全確保も必要となります。

このように、通常時と異なる状況下でどのように対応するかについては、あらかじめ検討して危機管理マニュアルに記載し、教職員間の共通認識としておくことが重要です。

なお、多数の来訪者に関する危機管理の全てについて教職員のみで対応することは容易ではありません。必要に応じて保護者や地域ボランティア等の協力を得ることができるよう、事前に協議した上で、危機管理マニュアルにも明記しておくとよいでしょう。

記載の視点

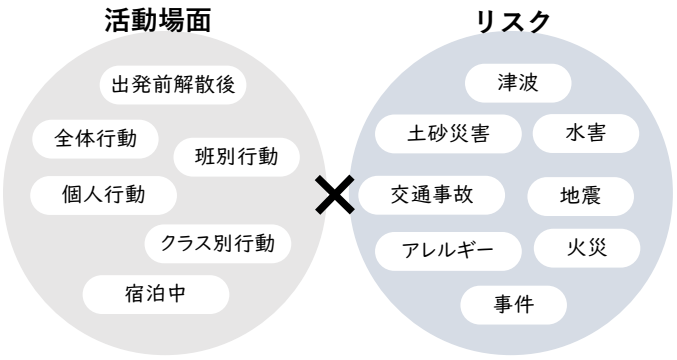
- 事前検討・準備
 - 学校施設の開放部分／非開放部分の明確化と施錠（侵入防止策）
 - 災害等発生時の避難計画（非常口、避難経路・避難場所等）確認
 - 来訪者の識別方法（リボン・名札等活用）、受付体制（保護者等の協力含む）
 - 行事中の防犯パトロール体制（保護者、地域ボランティア等の協力含む）
- 当日の対応
 - 来訪者受付の手順
 - 教職員による校内巡視
 - 来訪者への必要事項（立入禁止範囲、災害発生時の対応等）周知

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策　⇒サンプル編 p.32

2-2-7　校外移動・校外活動における未然防止対策

2-2-7-1　事前の安全確認・計画策定

校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。例えば遠足や修学旅行、移動教室などでは、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動の活動場面と様々なリスクの組み合わせを考慮しなければなりません。また、修学旅行等の集団宿泊的行事では、関係業者と契約して各種手配を依頼することも少なくありませんが、業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって安全確保に万全を期する必要があります。



事前に校外活動の活動計画等を作成する際には、その実施のねらいや教育的意義を明確化した上で、ハザードマップなどに基づき当該地域のリスクを把握するとともに、必ず実地踏査（下見）を実施し、その結果を踏まえて、訪問先施設や協力団体等の関係者などと十分な打合せを行うことが重要です。また、万が一現地で自然災害等が発生した場合を想定した避難場所・避難方法等について事前確認することや、引率教職員間及び引率教職員と学校との連絡方法、児童生徒等が教職員から離れて活動する場合の児童生徒等から教職員への報告体制など、各種連絡体制も定めなければなりません。さらに、必要十分な引率体制を構築した上での役割分担や、携行すべき物品などを整理したり、学校設置者等への届出や児童生徒等への指導、保護者への説明などの対応を行ったりということも必要です。

危機管理マニュアルには、各種ある校外活動において、常にこれらの事項を確実に遂行できるよう、計画策定その他の準備段階で実施すべき事項とその留意点などを記載して、教職員間の共通認識としておくことが大切です。

記載の視点

- 校外活動全般における事前検討・対策
 - 実施のねらい、教育的意義の明確化
 - 校外学習・活動先の地域のリスク調査
 - ゆとりある計画・行程の策定、予期せぬ変化への臨機応変の措置
 - 実地踏査（下見）において確認すべき事項
 - 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整・打合せ
 - 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認
 - 各種連絡体制・連携方法
 - ・引率教職員間、引率教職員・学校間の連絡方法
 - ・班別活動など自主活動中の児童生徒等から教職員への報告
 - ・学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制
- 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策
- 配慮の必要な児童生徒等の特性に応じた対応の事前検討・対策
- 引率体制（引率教職員数、引率責任者等の指導組織・事務分担）
- 校外活動における携行品
- 学校設置者への事前届出、指導・助言等の反映
- 校内における活動内容の周知・共有
- 児童生徒等への事前教育・指導の実施
- 保護者への事前説明、

◆ 校外活動における**事前の安全確認・計画策定**　⇒サンプル編 p.＊＊

2-2-7-2　移動の安全確保

移動を伴う活動については、移動中の安全確保も重要です。

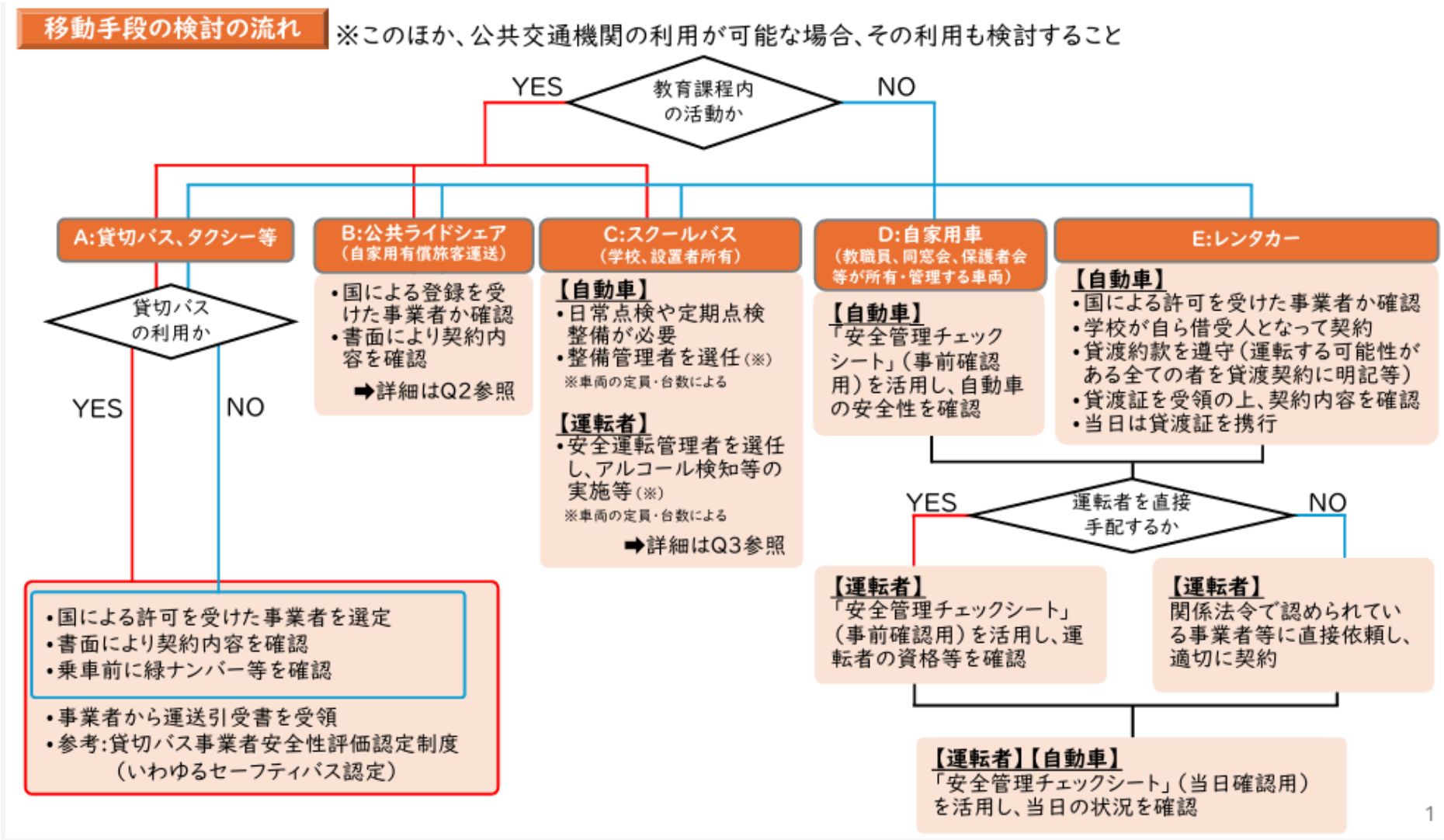
修学旅行など教育課程内の活動で校外移動が必要となる場合は、原則として、公共交通機関か貸切バス又はスクールバス等を利用することが基本となります。部活動を含む教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合は、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討します。

記載の視点

- 長距離や長時間にわたる移動の必要性検討
- 無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）の計画
- 適切な移動手段の選定
- 移動手段別の確認事項・留意事項

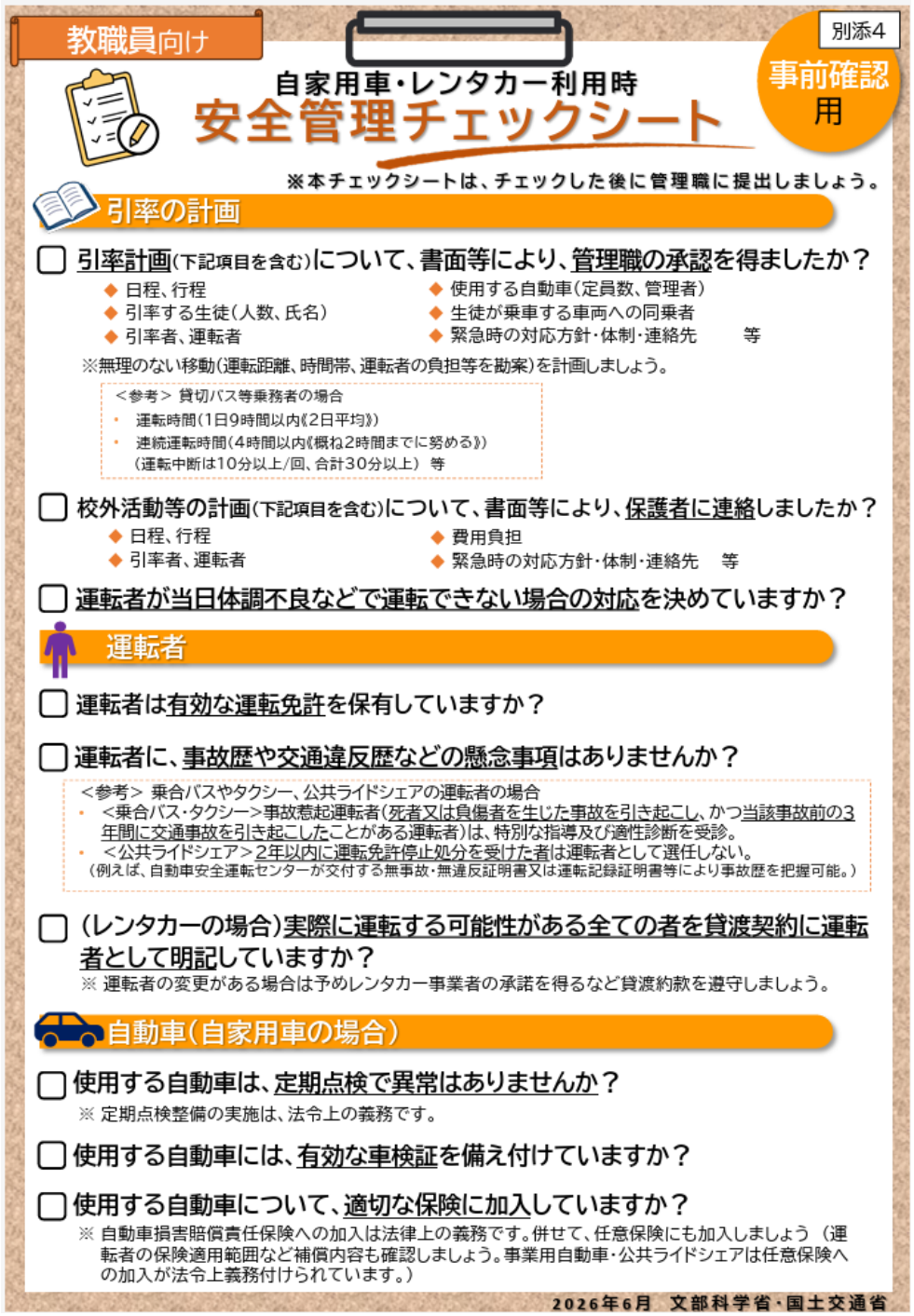
移動手段に応じて、事前の確認事項やとるべき措置、留意点などが異なります。次ページ以降に示すフローチャートやチェックリストなどを用いて、適切な移動手段を選定し、必要な確認・対応をとることができるよう、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 フローチャート（学校用）



出典：文部科学省・他「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）

自家用車・レンタカー利用時安全管理チェックシート（事前確認用



教職員向け

別添4

事前確認用

自家用車・レンタカー利用時

安全管理チェックシート

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の計画

☐ 引率計画（下記項目を含む）について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？

- 日程、行程
- 引率する生徒（人数、氏名）
- 引率者、運転者
- 使用する自動車（定員数、管理者）
- 生徒が乗車する車両への同乗者
- 緊急時の対応方針・体制・連絡先　等

※無理のない移動（運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案）を計画しましょう。

＜参考＞ 貸切バス等乗務者の場合
- 運転時間（1日9時間以内《2日平均》）
- 連続運転時間（4時間以内《概ね2時間までに努める》）
（運転中断は10分以上/回、合計30分以上）等

☐ 校外活動等の計画（下記項目を含む）について、書面等により、保護者に連絡しましたか？

- 日程、行程
- 引率者、運転者
- 費用負担
- 緊急時の対応方針・体制・連絡先　等

☐ 運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？

運転者

☐ 運転者は有効な運転免許を保有していますか？

☐ 運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？

＜参考＞ 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合
- ＜乗合バス・タクシー＞事故惹起運転者（死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者）は、特別な指導及び適性診断を受診。
- ＜公共ライドシェア＞2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。

（例えば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事故歴を把握可能。）

☐ （レンタカーの場合）実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？

※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。

自動車（自家用車の場合）

☐ 使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？

※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ 使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。）

2026年6月　文部科学省・国土交通省

出典：文部科学省・他「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）

◆ 移動の安全確保　⇒サンプル編　p.＊＊

【コラム】学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

令和８年５月、高等学校の部活動の遠征のためマイクロバスで長距離移動中、生徒に死傷者が出る重大事故が発生しました。文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめました。

この中で、教育課程内の活動における移動は、原則として公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することに加え、教育課程外の活動における長距離・長時間の移動でも、地域の実情を踏まえ、利用可能な公共交通機関等を含めて移動手段を検討することを明確化しました。その他、対策としてとるべき事項は以下のとおりです。

（１）**ガバナンスの徹底**：移動の安全を担当者任せにせず組織で管理し、管理職の事前承認と保護者への事前連絡を徹底する。

（２）**適切な事業者選定と契約の透明化・文書化**：法令に基づく許可・登録や貸切バス事業者安全性評価認定制度等を確認して事業者を選び、契約内容を書面で明確にして保存する。

（３）**レンタカーでの契約の在り方**：原則として学校が借受人となってレンタカー事業者と契約し、その際、運転予定者全員を明記する。利用内容を事業者に対して適切に申請し、貸渡証を当日携行する。

（４）**自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用**：事前と当日出発前に、引率計画、運転者、車両の安全性を確認し、管理職の事前承認を徹底する。

（５）**運転者の手配の在り方**：学校の責任で運転者を直接手配するか、関係法令で認められた事業者等に直接依頼し、適切かつ有効な運転免許を保有していることや事故・違反歴を事前確認する。

（６）**教職員等の同乗について**：児童生徒の発達段階を踏まえつつ、教職員や保護者等の同乗が望ましいことを考慮して、必要な教職員等を適切に配置する。

（７）**安全意識の啓発・研修等**：学校の設置者は、管理職や運転者となる教職員に向けた安全研修等を行うことが望ましく、管理職は参加に努め、地方運輸局等も研修に協力する。

【コラム】船舶を利用した校外活動等の安全確保

令和８年３月に、高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。文部科学省は、令和８年６月 30 日付けの通知において、夏季に船舶を利用した校外活動等が増えることを踏まえ、全国の学校に対して安全確保の徹底を求めました。

学校における校外活動等を含めた児童生徒の安全確保については、学校保健安全法に基づく「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省の手引等を活用しつつ、事故防止に万全の措置を講じる必要があります。

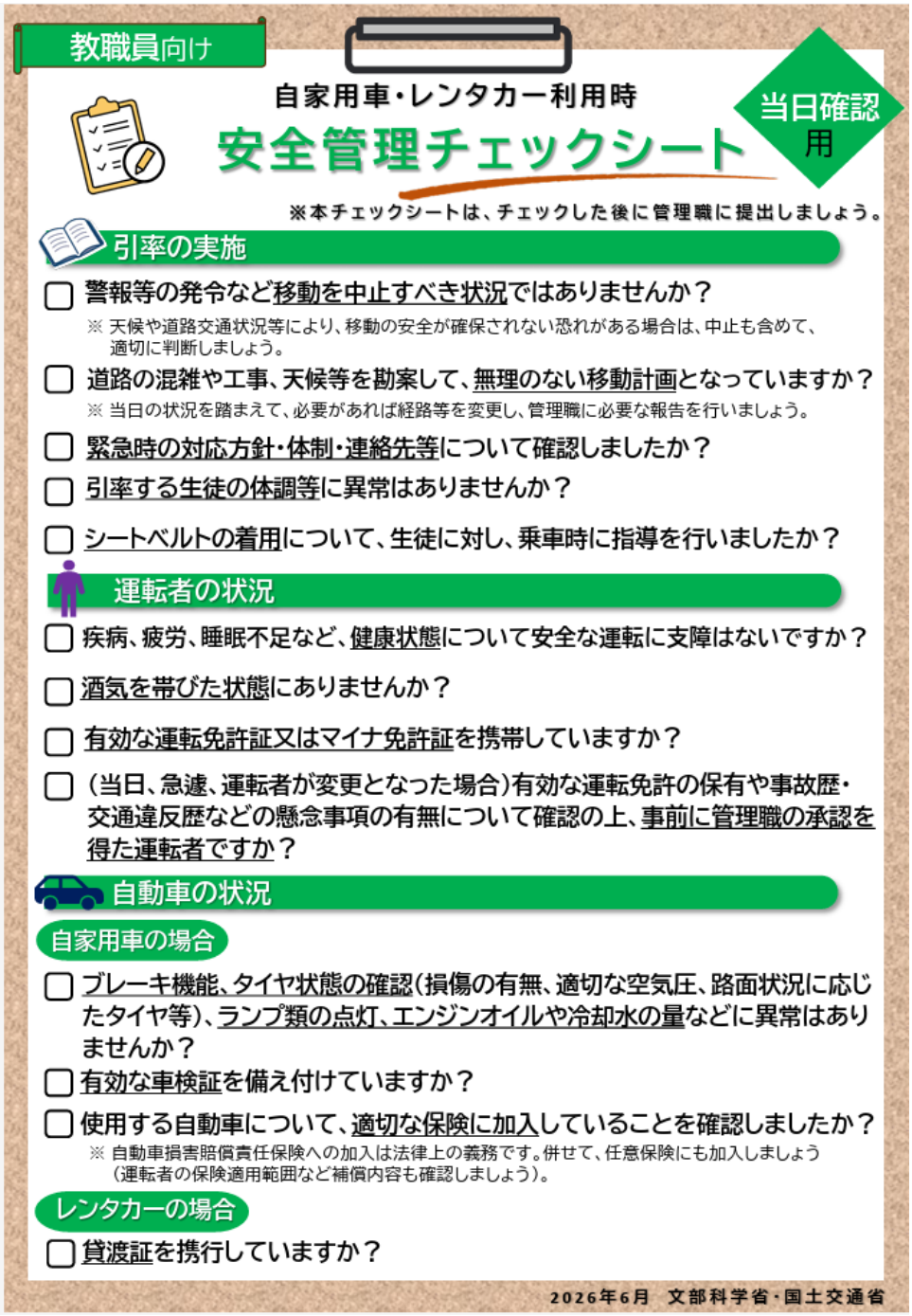
また、修学旅行等で旅客運送を利用する際は、事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無を事前に確認することが重要です。特に船舶を利用する場合は、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべきとされています。船舶運航事業者に係る海上運送法の許認可や安全対策の状況は、船舶を運航する地域の地方運輸局等への確認のほか、「旅客船事業者の安全情報検索サイト」の活用により確認することもできます。

2-2-7-3　移動・活動開始時の安全確認

事前に綿密な安全確認等を行い、周到に準備をしていた場合でも、活動当日の気象、交通その他の状況によっては、活動の安全が確保できなくなる可能性もあります。校外活動の開始時点はもちろん、途中段階であっても、引率教職員の責任者などが、必要な情報をもとに適切に中止などの判断を下すことが大切です。

特に部活動などの引率で自家用車やレンタカーを利用する際には、気象状況等だけでなく、運転者や自動車の状況についても、下記チェックリストなどを活用して確認します。

自家用車・レンタカー利用時安全管理チェックシート（事前確認用



出典：文部科学省・他「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）

また、限られた人数の引率教職員で対応することを踏まえて、緊急時の対処方法と役割分担、緊急連絡体制などについても最終確認が必要です。加えて、児童生徒等に対しては、現地における活動中の注意事項、緊急時の連絡方法などを改めて指導します。

危機管理マニュアルには、これら校外活動開始時に実施すべき事項が確実に実行されるよう、あらかじめ必要な事項を整理して記載しておきます。

記載の視点

- 活動実施の判断基準・判断方法（必要な情報の受信・収集手段を含む）
- 移動手段に関する確認事項
 - 運転者の状況（資格状況、健康状態等）
 - 車両等の状況（異常等の有無、必要書類等）
- 引率教職員間での確認事項
 - 携行品（必要書類等を含む）
 - 事故・災害発生時における対処方法・役割分担
 - 緊急時の連絡体制・連絡方法
- 児童生徒等への安全に関する教育・指導

◆ 校外移動・校外活動開始時の対策　　⇒サンプル編 p.＊＊

2-2-7-4　活動実施後の振り返りと改善

修学旅行をはじめとする校外活動の終了後には、参加した教職員等による振り返りを実施し、活動中に気づいた事項や改善すべき点を共有することが重要です。

事故には至らなかったものの危険を感じた事例やヒヤリ・ハットがあった場合には、発生時の状況や対応内容、原因等を整理・記録しておきましょう。引率者を伴わない児童生徒等のみでの探究活動や自主活動での気づき事項やヒヤリ・ハットについても、児童生徒等から活動終了後に収集すると良いでしょう。

これらの情報を関係者間で共有・分析し、実施方法や安全対策、緊急時の対応体制等を見直すとともに、翌年度以降の校外活動の計画や危機管理マニュアルの改善に反映する仕組みを定めておくことが大切です。

記載の視点

- 振り返りの実施時期、実施内容
- 振り返り結果の引継ぎ
- 振り返り結果に基づくマニュアル等の改善

◆ 活動実施後の振り返り・改善　　⇒サンプル編 p.＊＊

2-2-8　その他の危機事象に対する未然防止対策

2-2-8-1　クマ等の野生生物による被害の未然防止対策

近年、市街地や集落など人の生活圏でのクマの目撃情報が増加し、人身被害が発生しています。クマ等の野生生物による被害の発生が想定される学校では、山林との近接状況や生活圏でのクマの出没事例等、地域のリスクを把握した上で、自治体や関係機関と協議し、未然防止における学校の役割と実施事項を明確にしておきましょう。

また、休日を含む連絡・連携体制や校内の担当者を定め、最新情報の収集、保護者との情報共有を行うことも重要です。さらに、樹木や藪の整備、誘引物の除去、カメラ等の活用などによる敷地内外の定期的な点検・警戒を実施して、クマを生活圏に近づけない、又は近づいた場合に即座に気付くことのできる環境性美を進めます。

通学路の点検・変更や、児童生徒等に対する指導・教育を通じて、登下校時の児童生徒等の被害を防止する対策も講じましょう。必要に応じてオンライン授業等へ切り替えることにより、登下校時のリスクを削減するという方法も有効です。

危機管理マニュアルには、これらの事項について学校としてどのように取り組むのか、その内容をしっかりと記載しておきましょう。

記載の視点

- 学校立地地域におけるリスク
- 自治体等との協議に基づく学校の役割、実施事項
- 校内体制（役割分担等）の整備
- 自治体関係部署及び関係機関との速やかな連絡・連携体制整備
- クマ等に関する最新・正確な情報等の入手
- 学校の対応方針に関する保護者等への共有・理解促進
- クマを人の生活圏に近づけないための学校敷地内・周辺における環境整備
- 学校敷地内・周辺の警戒体制
- 通学路の安全点検、変更
- 登下校時に身を守るための行動等の指導・教育
- 学校長期休暇中・休日明けなどの確認体制
- 緊急時に備えた教育手段（オンライン授業等）の確保

◆ クマ等の野生生物による被害防止対策　　⇒サンプル編　p.＊＊

《参考資料》

- NPO 法人　自然体験活動推進協議会「自然体験活動指導者安全管理ハンドブック」

【コラム】クマ以外の危険動物にも注意

近年は、クマ以外の危険動物から被害を受ける事故が発生しています。野外活動等では、以下のような動物に注意が必要です。

- **ヘビ**：ニホンマムシやヤマカガシ、ハブなど、毒を持つヘビには注意が必要です。特に、ヤマカガシは血清が全国各地に整備されているわけではなく、注意が必要です。
- **オオスズメバチ**：日本全国に生息する大型のハチで、春から秋にかけて活動が活発になります。刺された場合には、アナフィラキシーによるショック症状で死亡に至る場合もあります。オオスズメバチ以外のスズメバチも危険度は同様です。
- **マダニ**：草むらややぶなどに多く生息し、刺された場合にはダニ媒介感染症を発症する危険性があります。
- **ヒアリ**：要緊急対処特定外来生物に指定されており、刺されると激痛やアナフィラキシーショックを引き起こす可能性があります。
- **大型哺乳類**：ニホンジカやイノシシ、ニホンザルなどは、季節によって攻撃性が高まり、人身被害が発生する可能性があります。

2-3 危機発生に備えた対策

2-3-1 緊急時の体制整備

2-3-1-1 教職員の非常参集体制の整備

記載の視点

- 災害種別・段階別の非常参集基準、参集者
- 参集できない場合の対応
- 参集途上の安全確保のための留意点
- 参集時の服装、携行品
- 教職員の安否確認の手順・方法

夜間休日等の勤務時間外であっても、児童生徒等の安否確認などを的確に行うためには、災害等危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する必要があります。

このため、災害の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち誰がどの段階で参集するかについて、危機管理マニュアルに記載します。一部の教職員のみが参集する段階での参集者を設定する際には、教職員の居住地域、通勤手段、家庭の状況等を考慮しましょう。また、大規模地震などで電話回線など通信手段が途絶した場合に備えて、一定の震度以上の地震が発生した場合には参集要請の連絡がなくても「自動参集」することや、参集途上の安全を確保するため警報等の情報を入手すること、参集経路上の危険区域を避けて参集することなども明記して、教職員の共通認識とする必要があります。

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先することとします。その上で、教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、かならず管理職等に連絡を入れるよう定めておきます。また学校としては、各教職員から入った情報を集約し、連絡がとれない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行うことが必要ですので、その体制も整備しておきましょう。

非常参集した後は、大規模災害になれば数日間帰宅できない可能性もあります。参集時の服装や携行品についても定めておき、各自がいつでも持ち出せるよう準備することもマニュアルに記載して、全ての教職員の共通認識としておきましょう。

◆ 緊急時の非常参集体制　　⇒サンプル編 p.33

2-3-1-2　校内での危機発生に備えた対策本部体制の整備

記載の視点

- 対策本部の設置基準
- 対策本部の体制と機能（業務内容）
- すべての教職員の役割分担
- 校長（本部長）不在の場合の代理順位

事故・災害等が発生した際には、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要があります。避難誘導や初期消火、安否確認などの具体的な事故・災害対応に当たる役割に加えて、例えば、必要な情報を収集・整理する（情報収集・分析機能）、得られた情報を基に状況判断・意思決定を行って必要な指示を出す（指揮統制機能）、関係機関等との連絡・調整を行う（連絡調整機能）、報道機関などに対応する（広報渉外機能）など、学校として事故・災害発生時に行うべき対応は多岐にわたります。このため、学校として事故・災害等に対応するための組織（事故・災害対策本部など）を設置することとし、その設置基準などをあらかじめ危機管理マニュアルに定めておきましょう。

危機事象によっては、例えば大雨等が予想されている、学区内に不審者やクマ等の危険な野生生物が出没したとの情報があるなど、事象の発生以前から警戒体制をとることが必要な場合もあります。このため対策本部の体制としては、情報収集や事前準備等を行う警戒段階の体制も検討しておくと良いでしょう。

危機発生時の対策本部については、学校の規模や状況に応じて様々な体制が考えられます。事故・災害の種類に応じて異なるものとすることもできますが、複雑化を避けるためには、１種類の組織体制で様々な事故・災害に対応できるようにすると良いでしょう。各種事故・災害等で一般的に必要と考えられる下記の業務内容を参考に、起こり得る事故・災害等の想定や自校の状況に合った組織体制を定めて、危機管理マニュアルに記載しましょう。

［学校の事故・災害対策本部等における業務内容（例）］

- 全体統括（本部長・副本部長）
- 児童生徒等の安全確保（避難、応急救護等を含む）
- 児童生徒等・教職員の安否確認
- 事故・災害情報の収集・集約
- 保護者への連絡
- 学校施設の被害状況把握・応急対策
- 関係各所（主に学校の設置者）への状況報告・連携
- 記録の作成・保存
- 外部からの問い合わせ（報道等）への対応
- （指定避難所等に指定されている場合）避難所運営への協力　等

事故・災害等への対応組織を定める上では、すべての教職員の役割分担を明確化し、共通理解を図ることが大切ですので、毎年度初めには、全教職員による確認・周知を徹底しましょう。事故・災害等の発生時に不在であったり自宅等が被災したりして、事前に定めたとおりの役割分担を果たせない教職員が出てくる場合に備え、各自がそれぞれの役割を理解するだけでなく、他の教職員の役割も含めて理解しておくことも必要です。

また、校長（本部長）等管理職や災害対策の主要業務を担う担当者が、被災等のために不在となった場合にも、組織的な対応が行えるよう、代理者をあらかじめ指定して危機管理マニュアルに明記しておきます。さらに、代理者となりうる教職員はその業務内容を十分に把握しておくことが重要です。

◆ 校内における事故・災害発生時の対策本部体制　⇒サンプル編 p.35

2-3-1-3　校外での危機発生に備えた対策本部体制の整備

校外活動中に事故・災害等が発生した場合には、引率教職員が現地施設や関係機関と連携し、児童生徒等の安全確保を最優先として組織的に対応にあたる必要があります。

校外活動中に自然災害等が発生した際には、限られた数の引率教職員のみで対応しなければならない場合や、学校との連絡が困難になる場合も起こり得ます。現地の体制等に関しては、こうした状況も想定して、引率責任者を中心とした対応体制や引率教職員の役割分担などを定めておくことが必要です。一方の学校側では、現地からの連絡を受ける窓口を明確にして現地の支援に当たり、必要かつ可能な場合は現地への応援を派遣することも想定しておきます。加えて、学校設置者等への報告、保護者への連絡なども、校内に残る教職員が組織的に対応します。

このため、これらの点をあらかじめ検討した上で、現地と学校での役割を明確化した災害対策本部体制として整理し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 校外活動中の危機事象における対策本部の設置基準
- 現地対策本部、校内対策本部の体制と機能（業務内容）
- 現地対策本部・校内対策本部の連絡・連携方法
- （必要に応じた現地応援要員の派遣を含む）すべての教職員の役割分担

◆ 校外活動等における事故・災害発生時の対策本部体制　⇒サンプル編 p.**

2-3-1-4　関係機関との連絡体制

保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、危機管理マニュアルに記載します。その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておきましょう。特に、大規模な地震や風水害の際には、停電も発生する可能性がありますので、その影響も考慮する必要があります。インターネットは災害等に比較的強いとされていますので、携帯電話・スマートフォンによるメールやＳＮＳなどの活用も含め、様々な手段を検討します。

記載の視点

- 保護者との緊急連絡・通信手段
- 教職員間の緊急連絡・通信手段
- 関係機関の緊急連絡先一覧

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したアドレスへの一斉メールのほか、学校のウェブサイトへの情報の記載なども有効です。また、学校からの情報伝達だけでなく、保

協議にも活用することができ、いざというときのスムーズな連携も可能となります。また、校地・校舎平面図（白図）も、災害対応の際に関係機関と連携して対応策を検討する際や、避難者の収容計画をたてたり避難者向けの案内を作成したりする際に役立ちますので、すぐに使えるようにあらかじめ所在を確認し、可能な範囲で複数準備しておくとよいでしょう。

【準備・確認しておくとよい図面（例）】

- 各種防災設備の配置図（消火器、消火栓、防火扉、AED、避難用具、防犯用品等）
- 避難所としての学校施設の利用方法（開放区域と非開放区域の明示）
- 電気配線図（施設内の電気室や高圧受電設備から配電盤、各教室等への配線経路、コンセントの位置、容量等）
- 水道配管図（元栓の位置、各施設への止水弁の位置と機能、水道水の流れ）
- 電話配線図（災害時優先電話の所在を含む）

さらに、事件・事故・災害を問わず、学校としての対応の記録は時系列に沿って必ず残しておく必要があります。これを確実に実施するために、記録様式をあらかじめ準備して、危機管理マニュアルにまとめておくとよいでしょう。

◆ **緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者　⇒サンプル編 p.43**
◆ **重要書類等の保管・整備　⇒サンプル編 p.44**
◆ **事件・事故・災害等発生時の情報整理様式　⇒サンプル編 p.45**
◆ **事故・事件対応記録様式　⇒サンプル編 p.46**

《参考資料》

- 文部科学省　「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（令和２年３月）p.7
 https://www.mext.go.jp/content/20200331-mxt_bousai-000005440_01.pdf
 水害に備えた重要書類等の保管場所について記載されています。

2-3-2-3　備品・備蓄品

事故・災害等の発生時には、児童生徒等と教職員の身の安全などを確保するため、様々な物品が必要となります。緊急的に生命・身体を守る上で必要な救命救急・応急手当用品、消火活動や人員点呼を行うために必要な物品のほか、安全確保のため学校に待機する場合の生活・宿泊に必要な物品など、場面・状況に応じて必要となる物資・資器材は多種多様です。

記載の視点

- 事故・災害等に備えた備品・備蓄品
 - 一覧表を用いた整理・管理
 - 保管場所の工夫（災害等による被災の可能性や利用時の利便性等に配慮）
- 備品・備蓄品の定期的な確認・更新
- （市町村等の備蓄倉庫が設置されている場合）倉庫内の物資等の利用可否等
- 学校待機・宿泊に備えた備蓄

学校としては、様々な場面を想定して、必要な物資・資器材を準備しておくとともに、それを適切に維持・管理することが必要です。危機管理マニュアルには、備品・備蓄品を一覧にしておくとともに、その保管場所や管理担当責任者を明記しておきます。

【事故・災害等に備えた備品・備蓄品（例）】

（1）学校全体としての備品・備蓄品
○救命救急、応急手当用品 ・ＡＥＤ　・応急手当セット　・担架 ○避難用品 ・防護用品（ヘルメット　等） ・誘導・人員点呼用備品（ハンドマイク、ホイッスル　等） ○情報通信機器 ・携帯型ラジオ　・トランシーバー　・携帯テレビ（ワンセグ） ・防災行政無線移動系端末　・衛星携帯電話　・災害時用公衆電話 ○防犯・防火用品 ・消火器　・防犯カメラ　・さすまた ○停電対応用備品 ・乾電池、非常用電源、乾電池式充電器、モバイルバッテリー　等 ・懐中電灯、ろうそく、電池式ランタン　等 ○上下水道被災時の備品 ・簡易トイレ、携帯トイレ　等 ・衛生用品（ウェットティッシュ　等） ○学校待機・宿泊のための備蓄品 ・毛布、寝具　・防寒・避暑用品　等
（2）児童生徒等・教職員個々人の備蓄品等
○食料、飲料（アレルギー対応食等も含む） ○個人的に必要な医薬品等（エピペン®、その他）

備品・備蓄品の保管場所を決める上では、学校で想定される災害リスクについても配慮が必要です。職員室や保健室が建物の１階にあり、津波や水害・土砂災害等で被災する可能性がある場合などは、保管場所を見直すなどの対応を取りましょう。一方で、応急手当などに必要な物品は、「救急セット」など簡易に持ち運びできるような形で複数用意し、校内の関係各所（体育館などケガ等が発生しやすい場所）に配備したり、校外活動時に持ち出せるようにしておいたりすると効果的です。このように、何をどこに保管しておくかについては、様々な観点から検討して工夫を重ねておくことが望まれます。

また、備品・備蓄品は、いざというときに使えなければ意味がありません。訓練時に合わせるなどして定期的に機能確認や更新を行うことが重要ですので、そうした点についても危機管理マニュアルに定めておきましょう。

なお、学校が地域の避難所等に指定されている場合には、市町村などの備蓄倉庫が設置されていることがあります。しかし一般に、備蓄倉庫の物資・資器材は、避難所運営や地域住民の災害対応に用いることが想定されていますので、学校に待機する児童生徒等が備蓄倉庫内の物資等を利用することができるかどうかは、事前に市町村などと協議しておくことが必要です。その上で、必要に応じて、児童生徒等や教職員が学校に待機・宿泊する場合に備えて、食料などをどのように備蓄しておくか、具体的に定めておきましょう。

◆ **校内の備品・備蓄品　⇒サンプル編 p.47**
◆ **備品・備蓄物資整理一覧表様式　⇒サンプル編 p.48**

【コラム】クマ出没に備えた装備・備品

近年、日本各地で市街地や集落など人の生活圏でのクマの被害が発生しており、学校や登下校の安全確保が課題となっています。

学校近隣や通学路近傍をはじめとする学区内等でクマ出没の情報があった場合には、教職員などによる安全パトロールや見回りなどを行うことも想定され、その安全確保のため、次のような装備・備品を準備しておくことが必要です。

- **人の存在を知らせるための装備**：
 ・クマ鈴、クマ用ベル、ホイッスルなど音を出すもの
 ・ラジオや携帯スピーカーなど音楽を流せる機器
- **遭遇時に撃退するための備品**：クマ撃退用スプレー（ベルト、ウェストポーチやザックの肩紐などに付けるなど、すぐに使用できる状態で携行）
- 身を守るための装備：
 ・ヘルメットの着用
 ・背中を守るリュックサック（救急用品・水のペットボトルなどを入れておく）

2-3-3　家庭・地域・関係機関等との連携

2-3-3-1　家庭との連携

事故・災害が発生した際に円滑に対応を進めるためには、家庭との事前の連携が重要になります。

事故・災害等の発生時などにおける学校からの情報伝達方法、学校と家庭との連絡方法、学校における安全確保の措置等について、保護者と共通認識を持つことが必要ですので、その共有・伝達すべき内容や、その方法、タイミングなどについて、危機管理マニュアルに明確に定め、これを確実に実行するようにしましょう。基本的な事項の共有・伝達は、少なくとも毎年度の初めに行うなど、定例的に実施する必要があります。加えて、校外活動時など特別な状況下での留意事項等はその都度共有することも、マニュアルに記載します。

記載の視点

- 家庭（保護者）に共有する基本事項
 - 事故・災害等発生時の学校からの情報発信の方法、保護者との相互の連絡方法
 - 児童生徒等の一斉下校、引渡し、学校待機の基準
 - 引渡しカードの提出・更新等の運用方法
 - 引渡しの場所（校内・校外）と引渡し方法
 - 危機発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断タイミング
 - 危機発生時の対応として事前に家庭で話し合うべき内容
- 家庭（保護者）への共有の方法、タイミング
- 校外活動時などに備えた共有事項・共有方法等

特に、引渡しを確実かつ効率的に実施するために、その運用方法などを周知徹底することも大切です。引渡し事前登録カードは年度の初めにかならず提出してもらうこと、引取り者

また、訓練は学校だけで実施するのではなく、地域の関係機関や保護者と連携して行うことも必要です。机上の取り決めだけでなく顔を合わせて訓練として経験してみることで、いざというときの連携を円滑に進めることができるようになります。具体的には、例えば以下のような連携が考えられます。これら、保護者や関係機関・地域と連携した訓練についても実施することを検討し、危機管理マニュアルに記載しておくことが望まれます。

【関係機関・地域・保護者等と連携した訓練（例）】

- 警察署員、消防署員や専門家による訓練の講評や講話
- 市町村・地域住民の訓練への学校としての参画など、地域住民、近隣の学校と連携した訓練
- 保護者の引率による集団登下校訓練や保護者への引渡し訓練

なお、避難訓練の目的には、想定される危険から「命を守るための行動」を取るための避難行動を児童生徒等や教職員の身に定着させることのみならず、その避難行動を規定する避難計画が適切なものとなっているかどうかを評価することも含まれます。訓練がすべて順調に進むことを前提に実施すると、訓練のマンネリ化につながりますから、避難計画に潜む課題を浮き彫りにできるような訓練を目指し、訓練実施後の振り返りに重点をおくことが大切です。そのためには、危機管理マニュアルに振り返りの視点を記載した振り返りシート等の様式を備えておくとよいでしょう。児童生徒等を含む参加者からアンケート等によるフィードバックを得るほか、教職員の振り返り結果を共有し、避難計画及び訓練そのものにおける課題を明らかにしてその後の改善につなげていきましょう。

◆ 避難訓練の実施　　⇒サンプル編 p.59

2-3-5　教職員研修

学校安全を推進し、児童生徒等や教職員の安全を確保する上では、教職員が必要な知識・技能を身に付けることが不可欠です。

そのためには、教職員を対象とした研修・訓練等を計画的に実施する必要があります。危機管理マニュアルには、教職員向けの校内研修計画を策定し、研修等を実施することについて明確に規定しておきましょう。

記載の視点

- 教職員向け校内研修
 - 校内研修計画の策定と実施
 - 基本から応用までの段階を踏んだ研修
 - 状況想定型訓練など実践的な訓練
 - 地域における防災訓練等との連携
 - 定期的な話題提供の機会設定
- 校外研修の活用
 - 担当教職員の校外研修への派遣
 - 担当教職員からの伝達・共有

校内研修では、まず、基本的な知識として、危機管理マニュアルに定めている事項や各教職員の役割等を学ぶことが重要です。得られた知識を基に、実際に行動できるようになるためには、実働を伴う実践的な訓練も必要となるでしょう。その実施に当たっては、例えば児童生徒等が校庭などで運動部活動中に突然倒れた場合を想定するなど、状況想定に基づき具体的な対応を行う状況想定型訓練の手法を取り入れることが望まれます。また、事故や災害への対応は必ずしもマニュアルどおりにはなりませんので、事前に定められたことを実施するだけでなく、応用力をもって臨機応変

に対応することのできる能力も身に付けることが求められます。校内研修のカリキュラムでは、基礎知識の習得から実践力の向上、さらには応用力の獲得まで、段階を踏んで教職員の能力向上を図るように配慮しましょう。

地域で実施される各種防災訓練に、学校から管理職など一部教職員が参加することも有効です。例えば、市町村の防災部局や地域の自主防災組織等が行う避難所開設運営訓練に学校から管理者等が参加することで、学校が避難所となった場合の運営の在り方や課題について理解を深めることができる一方で、学校側の立場や体制について理解を得ることも可能となるでしょう。このように、地域の防災訓練等を活用して、教職員の災害対応に関する知識・能力を向上させることも、危機管理マニュアルに記載しておくとよいでしょう。

また、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のためには、日常的に教職員の間で関連情報を話題にすることも大切です。危機管理マニュアルに、こうした定期的な話題提供の機会についても定めておくと効果的です。

さらに、安全に関する教職員の資質・能力を向上させるためには、各地域の学校安全研修など、校外研修を活用することも大切です。学校安全の中核となる教職員を各種校外研修に派遣し、そこで得られた最新情報などを全ての教職員に伝達・共有することが望まれます。特に、修学旅行や遠足、部活動の遠征や遠距離の会場での大会・コンクール参加など、校外における活動上のリスクとその対策については、校内の知見・経験のみでは十分にカバーすることが難しい場合もあり、積極的に校外研修を受け、その結果を持ち帰って校内で活用することが大切です。危機管理マニュアルには、このような校外研修の活用についても、明確に位置付けておくとよいでしょう。

◆ 教職員研修　　⇒サンプル編 p.61

2-3-6　安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付けることが求められます。危機管理マニュアル、その他の学校安全に係る諸計画には、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付け、生活安全・交通安全・災害安全の各領域の教育内容などを記載しましょう。

記載の視点

- 安全教育の目標設定
- 学校安全計画への位置付け
- 生活安全･交通安全･災害安全の各領域における教育内容
- 家庭や地域社会と連携した教育
- 安全教育の評価
 - 学習評価
- 指導計画の評価

また、児童生徒等に対する安全教育を実施する上では学校の資源には限りがありますし、教職員がいない場であっても児童生徒等が主体的に生命を守る行動を取り、家庭や地域に貢献できる力を養う必要があります。そのために、危機管理マニュアルには、平常時の家庭、地域、関係機関等との連携の枠組みの中で、人的資源、教材や学習の場などを具体的に記載しましょう。

学校での安全教育をよりよい内容・方法にしていくためには、教育目標・ねらいの達成状況を評価して学校安全計画の検証を行い、次年度への改善を図ることが重要です。加えて、指導の方法・内容が適切であったかなど、指導計画の評価も行って改善につなげます。

評価の方法、評価項目については、例えば次表のようなものが考えられます。危機管理マニュアルには、こうした安全教育の評価と指導計画の評価・見直しの具体的な方法について定めておきましょう。

評価方法	● 学習への取組状況の観察や成果物 ● 児童生徒等へのアンケートやグループでの話し合いの結果 ● 保護者へのアンケート（学校公開時、家庭学習時のフィードバック） ● 関係機関・専門家からの講評（安全教室等での講師の方より）
学習評価項目 ※生活安全、交通安全､災害安全それぞれに対して	● 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか ● 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか ● 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか ● 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか
指導計画の評価項目	● 全校的な指導体制が確立されているか ● 教職員間の連携が図れているか ● 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか ● 安全管理との連携が図れているか ● 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか ● 指導の内容や方法に課題はないか ● 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか ● 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか

出典：文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月）

◆ 安全教育　　⇒サンプル編 p.62

【コラム】安全教育と安全管理の一体的な推進

一般に、学校安全の活動は、「安全教育」と「安全管理」、そしてこの両者を円滑に進めるための「組織活動」という３つの主要な活動で構成されると言われています。このため、ともすれば安全教育と安全管理は独立した別々の活動ととらえがちですが、実際は、両者は密接なかかわりを持っています。

例えば、安全管理の一環で行った点検で判明した児童生徒等の危険な行動については、安全教育の中で指導して改善につなげることが必要です。また、児童生徒等が避難行動を実践する避難訓練は、消防法をはじめとする関連各法で安全管理上の実施が義務付けられたものですが、同時に、児童生徒等に避難方法等を習得させる安全教育の側面も持ち合わせており、その評価も安全教育・安全管理の両面で行って改善を図る必要があります。

このように、安全教育と安全管理は、常に一体的に推進していくことが重要です。

《参考資料》

- 平成 25 年度文部科学省委託事業　「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」報告書（平成 26 年 2 月）https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai04.pdf

【コラム】クマに関する安全教育

近年、各地でクマの出没が増加し、人身被害が相次いでいます。登下校時や休日、長期休暇中に被害を受けることなく安全安心に生活することができるよう、児童生徒等に対して自身の身を守るための十分な教育を実施することが必要です。

- **クマの生態について**：日本に生息するクマの種類と特徴、生息する場所について知ることで、危険を察知することができるようになります。
- **クマの出没情報の確認**：自治体が発表しているクマの出没情報をこまめに確認することで、遭遇する確率を低下させることができます。
- **クマに出会わないための行動**：特に子供どもたちと確認したいポイントは以下のとおりです。
 - ①ひとりで行動しない（友達と一緒に行動する）
 - ②“声”や“音”で人がいることを伝える（友達と大きな声で話す、クマ鈴を持つなど）
 - ③クマがいそうなところには近づかない（痕跡を発見したらその場から離れる）
- **クマに出会ってしまった時の行動**：落ち着いて行動するための３つの行動を確実にとれるように、訓練等で定着を図ります。
 - ①クマを見ながら、あわてず、ゆっくり、その場をはなれる
 - ②近くのお家に逃げて、助けを求める
 - ③襲われそうになった時は防護姿勢をとる（最終手段）

こうした教育内容について、政府広報をはじめ各種資料が公開されていますので、適宜活用すると良いでしょう。また、保護者や地域住民に対する情報提供も重要です。学校だよりや HP 等により情報を発信し、地域ぐるみで未然防止を図りましょう。

3 発生時（初動）の危機管理

3-1 傷病者発生時の対応

3-1-1 傷病者発生時の基本の対応

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。

このための基本の対応については、次ページの例に示すように、１枚のフロー図などの形で簡潔・具体的にまとめておくことが望まれます。その際には、特に以下のような点を明確にして、フロー図の中に記載しておきましょう。

【傷病者発生時の基本対応フローに盛り込むべき事項（例）】

- 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED 手配、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊誘導、記録などの役割分担）
- 119 番、110 番の通報者（必要な場合は発見者など管理職以外も通報）
- 管理職・養護教諭はじめ校内の情報共有・連絡・指示
- 保護者への連絡（第一報、第二報の連絡）
- 学校設置者等への第一報
- 学校医への連絡

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきます。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておくと有効です（p. 53 コラム参照）。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

《参考資料》

- 公益財団法人日本ＡＥＤ財団　「学校での緊急時対応計画：EAP」 https://aed-zaidan.jp/user/media/aed-zaidan/files/download/School_EAP.pdf
- さいたま市「ＡＳＵＫＡモデル」　https://www.city.saitama.jp/003/002/013/index.html
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和２年度スポーツ庁委託事業　学校における体育活動での事故防止対策推進事業　「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和２年 12 月） https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省　「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者・地方自治体共通～」（平成 28 年３月）　https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf
- 環境省・文部科学省　「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和３年５月） https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

3-5 その他の危機事象の発生時の対応

3-5-1 弾道ミサイル発射等への対応

弾道ミサイルが発射され日本に飛来するおそれがある場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を介して、市町村の防災行政無線（屋外スピーカー等）や携帯電話のエリアメール・緊急速報メールで、特殊な警報サイレン音とともにメッセージが流されます。

※ 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は発生する明白な危険が迫っている事態を「武力攻撃事態」といい、「国民の保護に関する基本指針」では、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃の４類型を想定しています。

記載の視点

- 弾道ミサイル発射情報など、国民保護情報が出された場合の対応フロー
 - 情報収集(手段等)
 - 取るべき行動とその指示
 - 被害発生（ミサイル落下等）時の対応
 - 学校外への避難が必要な場合の対応
 - 対応解除の条件

例えば弾道ミサイルは発射から 10 分足らずで到達する可能性もありますので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る必要があります。管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報を入手するとともに、校内放送を通じて教職員・児童生徒等に対応を指示しなければなりません。事前に検討する避難計画の中で、授業中（屋内・屋外）の場合、登下校中の場合など、様々なケースを想定して、具体的な避難場所・避難方法を定めておくとともに、発生時の対応として簡潔なフロー図にまとめておくことが望まれます。

〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

屋内にいる場合	屋外（校庭等）にいる場合
● できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ● カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる	● できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る ● 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る
【付近にミサイルが落下した場合】	
● 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する	● 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難

《参考資料》

- 内閣官房　「国民保護ポータルサイト」http://www.kokuminhogo.go.jp/
- 文部科学省　「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）p.42～44
 弾道ミサイル発射時を想定した情報伝達と学校の対応（例）のフロー等が記載されています。
 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

3-5-2　クマ等の野生生物出没時の対応

3-5-2-1　学校近隣及び周辺地域でのクマ出没情報への対応

学校管理下において、学校近隣及び周辺地域でのクマ出没情報が得られた場合、まずは屋外で活動をしている児童生徒等を屋内へ避難させて屋内活動に切り替え、門や校舎１階の出入口・窓等の施錠を確実にするなど、児童生徒等のいる場所への侵入を防ぐことが最も重要です。様々な噂が飛び交うこともありますから、収集した情報は一元化して管理し、正確な情報をもとに管理職が今後の対応方針を決定します。例えば、登下校時間の変更、保護者による送迎の依頼、屋外活動の中止、翌日以降のオンライン授業への切替、休業等の対応が考えられます。学校が長期休暇中の対応についても、具体的に定めておきましょう。

また、教職員が学校周辺・近隣で見守りにあたる場合は、装備・備品が必要です。クマ鈴やラジオといった音がでる機器、クマ撃退スプレー、背中を守るリュックサックなど、事前に必要な人数分整備し、かならず持参するようにします。

このような対応の流れについて、簡潔なフロー図の形で危機管理マニュアルに記載しておくと良いでしょう。

記載の視点

- 情報の一元化・整理（入手経路、内容別等）
- 今後の対応方針に関する判断・伝達
- クマ出没情報を認知（覚知）した場合の教職員・児童生徒等のとるべき対応
 - 情報を得たタイミングや情報の種類によるケース分け（出没エリア、痕跡 or 生体等）
 - 教職員・児童生徒等・保護者のそれぞれがとるべき対応
- 見回り等における装備・備品
- 登校・下校についての安全確保対策
 - 登校前（当日朝、前日夜まで）の場合の対応
 - 通学途中の場合の対応

◆ 近隣でのクマ出没情報への対応フロー　⇒サンプル編 p.**

3-5-2-2　学区内（学校周辺）でクマに遭遇した時の対応

実際にクマに遭遇した際には、身を守ることを最優先とし、安全確保のための行動をとることが重要です。その方法については、簡潔かつわかりやすくとりまとめ、学校近隣に出没のおそれがある場合に、教職員・児童生徒等にあらためて周知・啓発するとともに、簡易マニュアルとして配布するなどの対応をとると良いでしょう。

教職員や児童生徒等、学校関係者が負傷した場合は、「３－１傷病者発生時の対応」に準じた対応をとります。また、クマに遭遇したり目撃したりした場合、学校設置者へ第一報を入れるとともに、警察等にも速やかに通報することが必要です。具体的には、遭遇（目撃）

した場所、日時、時間、クマの大きさや頭数、遭遇・目撃した者の情報（負傷しているか否か等）を伝達します。

危機管理マニュアルには、このような一連の対応の流れについても、簡潔なフロー図などの形で記載しておくと良いでしょう。

【クマ類に遭遇した際にとるべき行動】
- 遠くにクマがいることに気が付いた場合は、落ち着いて静かにその場から立ち去りましょう。
- 近くにクマがいることに気が付いた場合は、クマを見ながらゆっくり後退するなど、落ち着いてクマとの距離をとりましょう。
- 至近距離でクマと突発的に遭遇した場合は、クマによる直接攻撃など過激な反応が起きる可能性が高くなります。顔面・頭部が攻撃されることが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつぶせになるなどして重大な障害や致命的ダメージを最小限にとどめることが重要です。クマ撃退スプレーを携行している場合は、クマに向かって噴射します。
- 親子連れのクマと遭遇した場合は母グマが攻撃行動をとることが多いため注意が必要です。子グマが単独でいるような場合でもすぐ近くに母グマがいる可能性が高いため、速やかにその場から立ち去りましょう。
- クマ撃退スプレーはクマを十分引き付けてから顔に向かって噴射することが重要です。事前に使い方を練習し、いざという時にすぐ使える場所に携帯することが必要です。

記載の視点

- クマに遭遇した場合にとるべき行動
- クマを学校関係者が直接認知（覚知）した場合の対応
 - 目撃者からの正確な情報収集（日時、場所、クマの情報、目撃者の情報）
 - 未通報の場合は通報（警察・消防）
 - （緊急性が高いと判断した場合）近隣学校園等への直接連絡（注意喚起）
 - 学校設置者・関係機関等への第一報
 - 当面の安全確保措置（現場近辺への立ち入り制限等）
 - 教職員・児童生徒等・保護者のそれぞれがとるべき対応
- 学校としての対応の判断（判断者、判断基準）
- 教職員、児童生徒等、保護者が被害を受けた場合（他の児童生徒等・保護者への対応）
 - 110番・119番通報、二次被害の防止
 - 目撃していた者がいた場合の対応（心のケア等）
- 関係機関等との連携
 - 連携すべき関係機関等
 - 関係機関等別の、情報共有・協力依頼の内容

◆ 学校周辺でクマに遭遇した場合の対応フロー　⇒サンプル編 p.**

3-5-2-3　クマ出没後の継続対応、警戒解除

クマ出没に対する直後の対応を終えた後も、学校では、市町村等の関係機関と連携しつつ、児童生徒等の安全を確保するための対応を継続します。基本的には、市町村等から随時発表される最新情報を校内で共有するとともに、児童生徒等・保護者に対して正確な情報をきめ細やかに提供していくことが求められます。あわせて、クマの出没によって負傷したり精神的にショックを受けたりした児童生徒等がいる場合には、スクールカウンセラーや医師と連携し、心のケアを行う必要があります。

警戒態勢の解除については、警察・猟友会等によるクマの駆除・捕獲や学校周辺地域での一定期間の目撃・痕跡ゼロといった状況を踏まえ、市町村等の関係機関及び学校設置者と連携して検討します。その際には児童生徒等の安全を最優先とした慎重な判断が求められますので、学校としては、一気にすべての制限を解除するのではなく、屋外活動の制限解除から登下校時の警戒解除へと、段階的に判断していくと良いでしょう。あらかじめその方針や判断基準が決まっていれば、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 市町村等関係機関との連携
- 児童生徒等、保護者へのきめ細やかな情報提供
 - 最新情報の提供
 - 翌日の登下校の方法等、注意喚起
 - 学校敷地内・周辺・通学路の安全対策
 - 市町村等関係機関による安全対策
 - 児童生徒等が自ら身を守るための対策
 - 心のケア等の対策
- 警戒解除に関する方針・判断基準

◆ クマ出没後の継続対応・警戒解除の対応　⇒サンプル編 p.**

《参考資料》

- 「クマ類の出没対応マニュアル―改訂版―」環境省自然環境局（令和３年３月）
- クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について（令和７年 10 月通知）
- 「クマ対策パッケージ」のとりまとめについて（令和７年 11 月通知）
- クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について（令和８年５月通知）
- クマ被害防止対策動画・リーフレットについて（令和８年５月通知）

3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

3-6-1 校外活動中に発生した場合の対応

校外活動中に事故・災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員でその対応に当たらなければなりません。また、事故・災害の渦中では、学校に残る管理職等と連絡が取れず、引率教職員が現地で判断を下さざるを得ない場合もあるでしょう。このため、引率責任者を中心とする現地での意思決定の基準等を定めておくことが重要です。併せて、避難や安否及び健康状態の確認といった、児童生徒等及び教職員自身の安全を確保する行動を前提に、怪我人等の応急手当や搬送要請、警察・消防・医療機関等との連携、代替移動手段・宿泊場所・食事の確保等に関する旅行業者や利用施設等との調整を行う必要があります。この際は、教職員が役割を分担し、連携して臨機応変に対応することが非常に重要です。引率責任者や主要な役割を担う教職員が対応できない場合にも組織的な対応を継続できるよう、代理者を指定するとともに、引率教職員全員が相互の役割や連絡体制を理解しておくことも重要です。こうした現地での対応について、可能な範囲で具体的に定め、フロー図などの形で危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

また、学校との連絡手段についても、明確化しておくことが必要です。校外活動先で多くの児童生徒等が被災する事故・災害等に見舞われた場合には、学校から応援教職員を派遣することも必要となります。保護者への連絡については、情報の錯綜を防ぐため、連絡する内容、手段、時期及び担当者をあらかじめ定めておきます。現地から保護者へ直接連絡する場合と、学校を通じて一斉に連絡する場合についても、様々な条件を加味して整理しておくことが必要です。

記載の視点

- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における現地での対応
 - 事故・災害等の発生等に関する情報の入手方法(入手手段・入手先)
 - 身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段・判断体制等
 (想定される事故・災害等の種類別にそれぞれ定める)
 - 児童生徒等との連絡・安否確認(グループ別行動時を含む)、今後の行動指示・伝達
 - 現地関係機関(警察・消防等)への通報連絡・連携
 - 被災児童生徒等に対する処置(応急手当、救急搬送、付き添い等)
 - 学校側(管理職)・保護者への報告・連絡(連絡手段、連絡責任者等)
 - 事故の経緯、災害・気象等発生に関する情報の収集・記録
- 帰校・帰宅に向けた対応
 - 引渡しの方法、その判断者・判断基準(学校と連絡がつかない場合を含む)
 - 帰校・帰宅困難な場合の代替移動手段、宿泊場所、当面の安全な避難場所、食事等の確保
- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における学校側の対応
 - 現地状況及び児童生徒等の安否に関する情報収集・確認
 - 現地状況及び今後の見通しを踏まえた管理職による対応方針の決定
 - 保護者への連絡(連絡手段、連絡担当者等)
 - 学校設置者等への第一報
 - (必要に応じた)応援教職員の派遣
 - 報道対応(窓口一本化)

◆ 校外活動中における事故・災害発生直後の対応フロー　⇒サンプル編 p.**

《参考資料》

- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説【特別活動編】
- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説【特別活動編】
- 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説【特別活動編】
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年 3 月改訂 2 版）
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 3 月）
- 小学校、中学区、高等学校等の遠足・修学旅行について（昭和 43 年 10 月）
- 修学旅行における安全確保の徹底について（昭和 63 年 3 月通知）
- 学校における校外活動の安全確保の徹底等について（令和 8 年 4 月通知）
- 校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について（令和 8 年 6 月通知）
- 部活動の遠征等における安全確保について（令和 8 年 5 月通知）
- 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（令和 8 年 6 月通知）

3-6-2　校内行事開催中に発生した場合の対応

保護者や来賓などが参加する校内行事の開催中に、事故・災害等が発生した場合には、来訪者に対し、身の安全を確保するための行動などをとってもらうことが必要となります。日頃から校内の状況を熟知し、訓練等を行っている教職員・児童生徒等とは異なり、来訪者の多くはどのように行動すべきかを十分に理解していない場合も少なくありませんので、その場で具体的な行動を明確に指示することが大切です。

危機管理マニュアルには、事故・災害等の種類に応じた来校者の取るべき行動、避難場所等について定めるとともに、具体的な対応指示の方法・担当者なども定めておきましょう。

記載の視点

- 校内行事の開催中に事故・災害等が発生した場合について、
 - 来校者が身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等
 - 来校者への行動指示の方法、担当者
 - 来校者代表による安否確認とりまとめ等の対応

また、多くの来校者が校内にいる場合でも、教職員が優先すべきは児童生徒等の安全確保です。限られた人数では、保護者や来賓に個別対応することは困難ですので、事前に代表者などに窓口となって対応していただくことを依頼し、来校者の安否確認とりまとめ、その他の対応などを担当していただくことも有効です。

4 事後の危機管理

4-1 事後（発生直後）の対応

4-1-1 児童生徒等の安否確認

事故・災害等の発生後には、速やかに児童生徒等の安全を確認する必要があります。

安否確認を行うべき事態かどうかについては、あらかじめ判断基準を明確に定め、これを教職員間の共通認識としておきましょう。また、事故・災害等の発生タイミングによって、誰がどのように安否確認を行うかも異なります。在校中に起きた場合、登下校中に起きた場合、児童生徒等が自宅等にいる夜間・休日等に起きた場合など、様々な場合を想定し、そのそれぞれについて安否確認の役割分担や実施方法を定めましょう。

記載の視点

- 在校中･登下校中･在宅時（学校管理外）別安否確認実施の判断基準
- 在校中･登下校中･在宅時（学校管理外）別安否確認の役割分担、実施方法
- 停電･通信途絶等発生時の安否確認方法（複数･多様な代替手段）
- 安否確認に当たる教職員の安全確保策
- 安否確認で把握すべき情報（「安否確認様式」など）
- 安否確認結果の情報集約･報告手順

事故・災害時には、通信回線の輻輳・途絶や停電の影響で、通常用いている連絡手段（電話・メールなど）が利用できないこともあります。そのような場合に備え、安否確認の手段には複数の方法を考えておきます。ときには「貼り紙」や「伝言」を活用するなど、様々な手段を用意して、確認方法は多様性を持たせておくことも大切です。ただし、通学路をたどっての確認、家庭訪問や避難所巡回など、教職員が出かけて行って安否確認を行う際には、事故・災害等の被害や二次災害に巻き込まれないよう、安全確保対策も同時に行わなければなりません。単独行動を避ける、連絡手段を用意して連絡を途絶えさせないようにするなど、安全確保のための基本的なルールも事前に検討して、危機管理マニュアルに記載します。

安否確認で、どのような情報を把握すべきか、把握した情報をどのように整理し、誰に報告するかなども、あらかじめ明確化しておくことが必要です。事前に「事故・災害用児童生徒等安否確認様式」などを定めておくとともに、安否情報の集約担当者に確認結果を伝えることなど、一連の情報集約・報告の手順も整理しておくと有効です。

◆ 安否確認　⇒サンプル編 p.73
◆ 災害用児童生徒等安否確認様式　⇒サンプル編 p.75

4-1-2　集団下校・引渡しと待機

事故・災害等が発生した後には、児童生徒等の登下校の安全を確保するため、集団下校をさせるか、保護者等へ引渡しを行うか、学校で待機するかなど、児童生徒等の安全を第一に考えた判断を下す必要があります。

危機管理マニュアルには、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を収集することや、そのための複数の手段について記載するとともに、判断の基準・判断者についても定めておきましょう。

また、集団下校や引渡しの具体的な手順や役割分担、保護者への連絡方法も定めておきます。連絡方法は複数の手段を用意するほか、具体的な文例も準備しておくとよいでしょう。学校で待機する場合に備え、待機場所、必要物資・食料等の確保方策についても、事前に検討してマニュアルに定めておくことも必要です。さらに、校外活動中に事故・災害等が発生した場合を想定して、現地と校内の２箇所に体制が分かれる中での情報収集・判断や引渡し等の手順等も検討し、教職員はもとより保護者等へも共通の認識としておきましょう。

記載の視点

- 集団下校・引渡し・待機の判断を下すための下記事項
 - 情報収集手段（複数の多様な手段）
 - 判断基準（引渡し後の安全が確保できない可能性がある場合の判断を含む）
 - 判断者
- 集団下校、引渡し、待機についての下記事項
 - 保護者への連絡方法、連絡文例
 - 具体的な手順
 - 教職員間の役割分担
- 学校で待機する場合についての下記事項
 - 待機場所（災害時に避難所として利用される場所とは別に設定）
 - 必要な物資・食料等の調達方法（備蓄、その他）
- 校外活動中に事故・災害等が発生した場合を想定した下記事項
 - 活動中止、引渡しの判断基準、判断者
 - 引渡し場所（現地、学校）と方法の判断
 - 保護者への連絡方法
 - （児童生徒等が被災した場合）被災児童生徒等の保護者に対する連絡、説明
 - 保護者へ連絡がとれない児童生徒等への対応
 - 具体的な引渡し手順
 - 教職員間の役割分担
 - 校内本部と現地本部との役割分担

◆ 集団下校・引渡しと待機　　⇒サンプル編 p.76